

議員提出議案第3号

葛飾区空き家等の適正管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

提出者 10番 天 野 ゆうや 11番 中 江 秀 夫  
12番 おりかさ 明実 30番 三小田 准 一  
31番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 秋 家 聡 明 殿

(提案理由)

空き家等の管理の適正化を図ることにより、区民の安全で健康な生活を確保するため、本案を提出いたします。

葛飾区空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、もって区民の安全で健康な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険な状態 老朽化のために建物その他の土地の工作物（以下「建物等」という。）が倒壊し、若しくは建築材等を飛散させるおそれがあり、又は不特定の者が建物等に侵入して火災を発生させ、若しくは犯罪を起こすおそれがあることをいう。
- (2) 所有者等 建物等の所有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、建物等が危険な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

(調査)

第4条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、前条の適正な維持管理が行われていない

建物等があると認めるときには、当該建物等の実態調査を行うことができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、当該建物等にかかる所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

(指導勧告)

第5条 区長は、建物等が危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対し、危険な状態を解消するための措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(助成)

第6条 区長は、前条の指導又は勧告に従って措置を行う者に対し、別に定めるところにより助成を行うことができる。

(緊急安全措置)

第7条 区長は、建物等の危険な状態が切迫している場合で、所有者等から自ら危険な状態の解消をすることができないとの申出があったときには、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

2 区長は、前項に規定する緊急安全措置を実施する場合は、所有者等の同意を得て実施するものとする。

3 区長は、第1項に規定する緊急安全措置を行うときには事前に次条に規定する葛飾区空き家等審議会の意見を聴かなければならない。

(葛飾区空き家等審議会)

第8条 区長は、個々の空き家等の状況及び対応方針について諮問するため、区長の附属機関として、葛飾区空き家等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、前条の諮問事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。